

「令和7年度とくしま共に生きるフェスタ」開催業務公募型プロポーザル実施要領

1 目 的

人権に関する各種啓発事業を一体的、総合的に実施するイベントを開催することにより、広く県民に対して、基本的人権の尊重とその擁護について正しい理解を深める機会を提供するとともに、人権尊重思想の普及高揚を図る。

2 業務概要

- (1) 業務名：「令和7年度とくしま共に生きるフェスタ」開催業務
- (2) 履行期間：契約締結日から令和8年3月13日（金）まで
- (3) 業務内容：「令和7年度とくしま共に生きるフェスタ」開催業務に係る仕様書のとおり

3 委託事業費上限額

3,900千円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、次の経費は含まない。

- ・会場借り上げ
- ・新聞広告掲載
- ・謝金・旅費

4 参加資格要件

このプロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 徳島県内に本店、本部、又は支店、支部等を有していること。
- (2) 事業の実施に必要な各種法令に基づく許可、認可、免許、指定、登録を受けていること。
- (3) 事業の実施にあたり、徳島県や関係者等との打合せ等に適切に対応できる体制が整っていること。
- (4) 提案を求める業務と同種または類似の業務を履行した実績を有する者であること。
- (5) 役員に、次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ①破産者で復権を得ない者
 - ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年が経過しない者
- (6) 次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。
 - ①民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同

法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。以下同じ。) がなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更正計画認可の決定を受けている者を除く。)

③破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

(8) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした法人、公序良俗に反する等適当でないと認められる者ではないこと。

(9) 徳島県暴力団排除条例(平成22年徳島県条例第40号)第6条に規定する排除の対象となっていないこと。

(10) 本事業に係る説明会及び会場見学会(令和7年7月30日(水)開催)に参加した者であること。

なお、本プロポーザル参加有資格者が、同じく参加資格を有する協同組合の組合員である場合は、選定の重複を回避するため、協同組合単位で参加を申し込むこと。

5 説明会及び会場見学参加申込の受付

説明会及び会場見学会に参加を希望する者は、「令和7年度とくしま共に生きるフェスタ」開催業務委託説明会等参加申込書(様式1、以下「説明会等参加申込書」とする。)を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年7月24日(木)午後3時(期限必着)

期限までに「説明会等参加申込書」(様式1)の提出のない場合、説明会及び会場見学会に参加できない。

(2) 提出先・方法

徳島県多文化共生・人権課(下記13参照)へ持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかにより提出するものとする。

なお、郵送、ファクシミリ及び電子メールによる場合は、送付した旨を電話連絡すること。

(3) 日時・場所

ア 説明会

日時：令和7年7月30日(水)午後2時から(受付午後1時30分から)

場所：徳島県立二十一世紀館(ミーティングルーム)

(住所：徳島市八万町向寺山 文化の森総合公園内)

イ 会場見学会

日時：令和7年7月30日(水)説明会終了後

場所：徳島県立二十一世紀館(イベントホール他)

(4) その他

ア 説明会及び会場見学会の参加人数は1社につき2名までとする。

なお、参加者多数の場合は人数制限をする場合がある。

イ 説明会に参加する際は、県ホームページに掲載している次の書類を持参すること。

- ・「令和7年度とくしま共に生きるフェスタ」開催業務公募型プロポーザル実施要領
- ・「令和7年度とくしま共に生きるフェスタ」開催業務に係る仕様書
- ・質問書（様式2）
- ・参加申込書（様式3）
- ・企画書（様式4）

なお、（様式2～4）は、未記入の状態でもよい。

ウ 会場への直接の問合せはしないこと。

6 質疑応答

(1) 提出期限

令和7年8月5日（火）午後5時（期限必着）

(2) 質疑方法

企画提案、仕様書等に関し質疑がある場合は、質問書（様式2）により行うこと。

質疑は、ファクシミリ又は電子メールでのみ受け付けるものとし、回答は説明会参加者全てに対し、質疑提出期限以降に行うものとする。

7 プロポーザル参加申込み

本プロポーザルへの参加資格を有する者で、参加を希望する者は参加申込書（様式3）を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年8月13日（水）午後5時（期限必着）

(2) 提出先・方法

徳島県多文化共生・人権課（分室）へ持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかにより提出するものとする。

なお、郵送、ファクシミリ及び電子メールによる場合は、送付した旨を電話連絡すること。

8 企画書の提出

参加申込書（様式3）を提出した者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年8月21日（木）午後5時（期限必着）

(2) 提出先および方法

徳島県多文化共生・人権課（分室）へ郵送又は持参により提出するものとする。

なお、郵送による場合は、送付した旨を電話連絡すること。

企画提案については、1社につき1案とする。

(3) 提出書類

ア 企画書（様式4）

- ・企画概要書により各項目ごとの概要を一覧にし、必要に応じて資料を添付すること。
- ・企画書の内容は「令和7年度とくしま共に生きるフェスタ」開催業務に係る仕様書を踏まえたものとする。
- ・代表者印を押印すること。
- ・経費見積書における項目ごとの算出根拠については、単価、数量等を詳細に記載すること。

イ 事業実績

直近3年で実施した同様の事業実績がわかるもの（実施主体は官民間わない）

ウ 企業概要

パンフレット等、企業の概要がわかるもの

エ その他

その他、企画内容等について補足するもの

(4) 提出書類の規格

- ・用紙サイズはA4
- ・提出書類には目次を添付して各項にページ番号を記載すること。
- ・書式及び枚数については任意

(5) 提出部数

10部（正1部・写し9部）

9 審査方法・項目等

提案のあった企画については、とくしま共に生きるフェスタ企画運営業者選定審査委員会により審査を行う。

なお、審査については非公開とする。

(1) プレゼンテーション

日 時：令和7年9月4日（木）

場 所：沖洲マリンターミナルビル2階マリンホール

その他：プレゼンテーションに要する時間は1社あたり20分程度とする。（参加業者数により時間は増減する場合もある。）

※プレゼンテーションに参加しなかった場合、辞退したものとみなす。

(2) 審査項目

主な審査項目については次のとおり。

- ・事業の趣旨の理解度
- ・企画の内容及び実現性
- ・来場者への配慮

10 審査結果

プレゼンテーションを行った各社に対しては、後日、企画の採否について書面で通知

する。

なお、審査の経緯については公表しない。

また、審査結果の異議申し立ては受け付けない。

11 委託契約の締結について

採用された企画については、別途協議（見積）の上、改めて委託内容を精査し委託契約を締結する。

12 その他

（１）提出された資料は、返還しない。

（２）企画提案に要する一切の費用は、各社の負担とする。

（３）企画内容及びイベント実施に際して、著作権法その他法令に抵触しないこと。

13 各種書類提出先・問合せ先

〒770-0873

徳島市東沖洲2丁目1-4 沖洲マリンターミナルビル2階

徳島県生活環境部多文化共生・人権課（分室） 人権担当 三月田

（電話）088-664-3701 （ファクシミリ）088-664-3712

（電子メール）tabunkakyousei-jinkenka@pref.tokushima.jp

※書類持参の場合の受付時間：9:30～18:15（日・月は休館日）

